

# 滋賀県農畜水産業経営強化 緊急対策事業費補助金

募集期間

1次募集

令和8年4月1日(水)~4月30日(木)

2次募集

令和8年7月1日(水)~7月31日(金)

補助対象期間

交付決定日~令和8年12月31日(木)

申請方法

システムから電子申請



県内農畜水産業の生産性・品質向上、販路拡大等の  
事業強化への取組を応援します。

事業概要

気候変動の影響や、生産コスト高騰の長期化等で厳しい状況にある県内農畜水産業者等に対し、生産性・品質向上に向けた機器導入や、県産食材の販路拡大等の取組に、必要な経費を補助することにより、本県農畜水産物の生産力、供給力の強化を図ることとします。

事業スキーム

滋賀県

補助金

事務局

補助金

県内農畜水産業者等

滋賀県農畜水産業経営強化緊急対策事業費補助金事務局

この補助金は国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用しています。

県内農畜水産業者、農畜水産業者の組織する団体、県産食材取扱事業者(農畜水産業者と協同で取り組む場合に限る)で補助対象事業を実施する者

## (1) 農畜水産業者

### 農畜分野

販売農家(経営耕地面積が30a以上または、農産物販売金額50万円以上)もしくは、認定新規就農者

### 水産分野

滋賀県内の水産業協同組合の正組合員であって、資源管理協定に参加している者または養殖業者もしくは水産加工業者

## (2) 農畜水産業者の組織する団体

- ① 代表者の定めがあり、かつ組織運営についての規約等の定めがあること。
- ② 事業実施および会計手続を適正に行い得る体制を有していること。

## (3) 県産食材取扱事業者(農畜水産業者と協同で取り組む場合に限る)

## 対象事業者

## 補助率等

補助率	補助上限額	補助下限額
1/2	200万円	10万円

## 補助対象経費

メニュー	間接補助対象経費
(1)生産性・品質向上機器等導入タイプ	気候変動に対応した 「追肥や追加的防除」→ドローン、自走式草刈機 等 「軽労化」→自動操舵システム 等 「漁業・養殖業の生産効率化」→漁網等漁具、 養殖設備 等 の導入
(2)販路拡大・物流合理化等タイプ	販路拡大、商品開発、国内プロモーション、 海外プロモーション 等

その他、対象の機器等については、こちらをご覧ください。



(1)、(2)については組み合わせての申請が可能です。

ただし、補助上限額は200万円とし、申請は一回限りとなります。

※交付の対象となるのは、事業の実施に直接必要な経費であって、事務局長が適当と認めるものに限りです。

※交付決定日以降に発注、補助対象期間内に納入等が行われ、実績報告期限までに支払いが完了する経費を対象とします。

※経費書類については、1件の発注ごとに、見積もりから発注、納品、支払いに至るまでの確認書類が必要であり、実績報告時に提出が必要です。

※発注(委託)先の選定にあたっては、見積もり徴取を行ってください。

※1件10万円(税抜)以上の支払いについては、現金払いは認められません。

※畜産経営力強化タイプの申請については、別申請となります。

お問合せ先

## 滋賀県農畜水産業経営強化緊急対策事業費補助金事務局

コールセンター:0570-060-331

[受付時間] 9:30~17:30 (土・日・祝日および年末年始は除く)

メールアドレス: nouchikusuisan@or.kntct.com

専用HPはこちら▶

事業詳細は専用HPよりご確認ください。

<https://biz.knt.co.jp/nouchikusuisan/>

